



純なるこころ

令和3年11月12日 No.8

校訓：剛き意志 深き愛 自由の胸 純なるこころ

学校教育目標：「主体性」「社会性」「将来性」を培う生徒の育成



みんなが安心して過ごせる学校に

11月は埼玉県が「いじめ撲滅強調月間」と定めています。「いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許さない」という強い決意を持って、いじめの根絶に集中的に取り組む期間となっており、皆野中学校でも「いじめ根絶委員」の取組が行われます。

ところで、みなさんは「いじめの定義」を知っていますか？「いじめ防止対策推進法」という法律によると、つぎの4つの条件を満たしているものは「いじめ」です。

11月の生活目標

「かくれた気持ち ライト 心の光で 探そうよ」

- ・一人一人の良さを認め合おう
- ・相手の気持ちを考えて行動しよう
- ・本を読み、世界を広げよう

- ①どちらも児童生徒であること
 - ②子ども同士に一定の関係があること
 - ③心や身体に影響を与える行為があること
 - ④子どもが苦痛を感じていること

「いじめ」はどこでも起こる可能性があるものです。起こらないようにすることだけでなく、起こっても解消できるようにすることも大切です。いじめを受けていたり、いじめに気が付いたりしたら一人で悩まずに相談しましょう。

(学校や身近な大人以外の相談先として裏面の内容も参考にしてください。)

将来を見すえた進路選択を

11月10日の午後、1年生は「金子兜太先生句碑巡りオリエンテーリング」を行い、皆野町の文化や芸術について学びました。2年生は「秩父農工科学高校出前授業」として8つの授業に分かれ高校での学びを体験しました。身近な地域を知ることも上級学校について知ることも、自分の将来を考えていく上でとても大切なことです。色々な経験を通して、「自分はどんな生き方をしていきたいのか」や「自分はどんな事を学んでいきたいのか」ということについて考えていきましょう。



いよいよ3年生は具体的な進路選択の時期となりました。10年後の自分や20年後の自分の事も考えながら、進路を考えていきましょう。

教育相談部会より

皆さん、ストレスがたまっているなあと感じていませんか。心がもやもやしたり、理由は分からないけど涙が出てきたり…。そんなときは読書をおすすめします。読書の利点は様々で、例えば①ストレス解消②非日常を体感できる③コミュニケーション能力の向上など、挙げればきりがありません。自分に合った本を見つけるにはたくさん本に触れることです。図書館に足を運んでみませんか。また、おすすめの本があったらお互いに教え合うのも素敵ですね。

【スクールカウンセラー来校日】 11月26日 12月10日

11月は「いじめ撲滅強調月間」です

いじめは重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。

埼玉県は、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめ問題の根絶に集中的に取り組んでいます。

いじめを受けていたり、いじめに気が付いたりしたら一人で悩まず相談・通報してください。

相談窓口等

- よい子の電話教育相談（埼玉県立総合教育センター）

（毎日24時間）

18歳以下の子供用（無料）#7300

又は0120-86-3192

保護者用 048-556-0874

Eメール相談 soudan@spec.ed.jp

FAX相談 0120-81-3192

※Eメール、FAX相談の受信確認及び返信は、平日の9時から17時の時間帯に行っています。

- いじめ通報窓口（埼玉県教育委員会）

小・中・高校生の「いじめ」に関する通報

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/ijime-soudan-form.html>

※この窓口は「いじめ」についての情報提供を受けることが目的であり、相談に対する返信は行いません。

※通報された情報は学校に提供します。学校はあなたが送信したことがわからないように調査・対応します。



- 埼玉県警察少年サポートセンター

（月～金／祝休日・年末年始を除く8時30分～17時15分）

048-861-1152 「少年用（ヤングテレホンコーナー）」

048-865-4152 「保護者等用」

※面接は要予約

- 子どもスマイルネット
（毎日／祝日・年末年始を除く 10時30分～18時）

048-822-7007

- 社会福祉法人 埼玉いのちの電話（毎日24時間）

048-645-4343

- 特定非営利活動法人 さいたまチャイルドライン

（毎日16時～21時）

18歳以下の子供専用（無料）0120-99-7777

- 埼玉県こころの電話（埼玉県立精神保健福祉センター）

心の健康や悩みに関する相談

（平日／土・日・祝日・年末年始を除く 9時～17時）

048-723-1447

- 子どもの人権110番（さいたま地方法務局）

（平日／祝日・年末年始を除く 8時30分～17時15分）

（無料）0120-007-110

- 子どもの人権SOS-eメール

<https://www.jinken.go.jp/kodomo>

お問い合わせ

埼玉県県民生活部青少年課

TEL048-830-2907